

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答																				
【基本事項に対する質問】																								
1	-	-	各育成室の定員数・登録数・平日平均利用数・土曜日平均利用数・長期休暇平均児童数について。	定員は、育成室の施設の状況、入室が見込まれる児童の数その他の事情を考慮して、毎年度市長が定めることとなります。支援の単位ごとに構成する児童の数は、40人以下です。（ただし、特別の事情があり、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。） また、その他の項目については、別紙1「令和元年度から令和3年度までの児童出席状況」とおりました。																				
2	-	-	各育成室の配慮を要する児童数について。	令和4年4月時点での各育成室における配慮を要する児童は、吹二育成室3人（指導員等の加配3人）、山二育成室11人（指導員等の加配11人）です。																				
3	-	-	各育成室で勤務している職員（加配職員含む）のシフト（平日・短縮日・土曜日・長期休暇日）と賃金形態（月給・時給・期末手当）職員の指導員の所属人数（主任指導員数、その他、加配職員数）について。	<p>令和4年4月1日時点での各育成室の職員体制は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">育成室名</th> <th rowspan="2">室数</th> <th rowspan="2">指導員</th> <th colspan="2">補助員</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>週5</th> <th>週2～4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹二育成室</td> <td>2室</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>4人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>山二育成室</td> <td>3室</td> <td>4人</td> <td>8人</td> <td>4人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本市指導員の勤務時間は27時間30分/週（5時間30分/日）で、短縮日や土曜日、長期休暇日は、時間外勤務や早出・遅出により対応しています。 令和3年度における報酬月額が146,170円～241,788円です。その内、本市指導員としての勤務実績が7年以上あり、希望した上で選考・採用された職員については、主任指導員として、報酬月額は190,204円～247,273円となります。補助員については、日給6,823円（時給1,240円）となります。ほかに、要件を満たす場合、期末手当（2.4月分）を年2回に分けて支給しています。福利厚生として、雇用・労災保険をはじめ、加入要件を満たす場合は健康保険・介護保険・厚生年金・特定退職金共済制度・勤労者福祉共済制度にも加入しています。 なお、指導員等の賃金等については、最低賃金法を遵守の上、事業者の規程に基づいて適正に支給してください。</p>	育成室名	室数	指導員	補助員		合計	週5	週2～4	吹二育成室	2室	2人	1人	4人	7人	山二育成室	3室	4人	8人	4人	16人
育成室名	室数	指導員	補助員					合計																
			週5	週2～4																				
吹二育成室	2室	2人	1人	4人	7人																			
山二育成室	3室	4人	8人	4人	16人																			
4	-	-	直営指導員の勤怠管理方法について。	タイムカードでの打刻管理となっています。																				
5	-	-	直営の育成室において、支援の単位ごとの会計年度任用職員は1人なのか、それとも2人以上いるのか。	直営では全て会計年度任用職員が従事しています。 内訳等詳細については、質問No3に対する回答内の表を御覧ください。																				

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
6	-	-	委託時において、現在の直営の職員は現在所属しているクラブに継続勤務をするのか、それとも別の直営のクラブに異動を行うのか。 また、その意向確認の機会はあるのか。	現在勤務している指導員等は、別の直営育成室で勤務することになります。
7	-	-	山二育成室について、現在使用している教室はどのようなのか。 また、5室に増室をされる見込みがあるとのことだが、教室はどこになる予定か。	普通教室を小学校から借用している教室については、普通教室へと改修の上返還することになります。 5教室目については、小学校との協議事項となるため、場所は未定です。
8	-	-	職員不足以外でどのような課題があるか。	小学校の児童数の増加や保育ニーズの高まりにより、育成室への入室希望児童数が年々増加傾向にあることから、新たに育成室として使用する教室の確保や施設の老朽化などが課題となっています。
9	-	-	保護者会について、活動頻度と年間を通しての活動内容は。	保護者会については、任意団体であり、市で活動状況を把握していません。
10	-	-	職員用の駐車場の有無について。	駐車場はありません。なお、学校との調整は必要ですが、保護者、指導員ともに駐車できるスペースはあります。
【共通仕様書に対する質問】				
11	仕-P.1	4、5	警報発生時、災害発生時の開室・休室の判断については小学校の休校の基準と同様となるのか、異なる場合には基準は別途あるのか。 また、『吹田市留守家庭児童育成室条例施行規則』第4条2項に記載の「市長が特に必要があると認める時」というのはどのような場合があるのか。 併せて、新型コロナウイルス陽性者発生時の対応などについても、基準やBCPがあるなら提示していただきたい。	小学校が休校となった場合には、原則、育成室には登室できないこととしています。 それ以外の日での対応として、市で安全対応基本マニュアルを作成しており、地震や台風接近による暴風警報時における対応等を記載しています。 第4条第2項に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、児童の安全確保等の観点から育成室を休室することがやむを得ないと判断した場合を指し、例えば、育成室内において感染症が蔓延又は拡大する恐れがある時などに当該育成室を休室するなど特別な対応をする場合を想定しています。 新型コロナウイルス感染症についても、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定しています。 これらは全て、決定した事業者にのみ提示します。
12	仕-P.2	6-(1)	運営業務受託した場合、放課後児童支援員の講習について、市からの受講枠（人数振分け）は受けられるのか。 また、上記以外に大阪府が実施する資質向上研修なども参加することは可能か。	受講は可能です。放課後児童支援員の講習受講枠については、本市に振り分けられた受講枠内で、直営育成室・委託育成室ともに市で取りまとめの上、併せて調整をしています。 また、それ以外の研修についても、大阪府から連絡が来た際には各委託事業者にもメール等で案内し、市で取りまとめの上、申込みを行っています。

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
13	仕-P.2	6-(1)	担任は設置される単位ごとに1人の配置でよい か。	共通仕様書2ページ、「6 指導員の配置等(1)」に記載のとおり、支援の単位ごとの担任は2人以上配置することとし、その内の1人以上は実務経験者を配置することとしています。
14	仕-P.2	6-(1)	支援を要する児童には1人につき、1人の補助員を配置する必要があるか。	共通仕様書2ページ、「6 指導員の配置等(1) 指導員の配置」に記載のとおり、個別に支援が必要な障がい等を有する児童を受け入れるための指導員配置数については、市との協議を踏まえて決定します。
15	仕-P.2	6-(2)	主任指導員は各育成室に設置される単位ごとに1人配置が必要か、もしくは育成室ごとに1人配置か。 また、主任指導員は各育成室の各支援単位の担任を兼務してもよいか。	共通仕様書2ページ、「6 指導員の配置等(2) 主任指導員」に記載のとおり、有資格かつ実務経験者を各育成室に1人配置してください。 主任指導員と担任の兼務は可能です。
16	仕-P.3	7-(1) オ	特別支援学校から登室する児童数は。	各育成室で支援学校に通学している児童数は、吹二育成室が1人、山二育成室が2人です。
17	仕-P.3	7-(2) ウ-(ア)	現在のおやつ提供メニューは。	直営育成室では、市と大阪よどがわ市民生活協同組合で単価契約を締結しています。 栄養面やアレルギー面を考慮して、1日に1人3品程度(合計で概ね200kcal)を提供しており、保護者からは月額2,000円徴収しています。 運営業務委託育成室では、仕様書に基づき、各事業者において提供メニューを検討していただきます。
18	仕-P.3	7-(2) ウ-(ウ)	エピペン所持者は何人いるか。	吹二育成室については1人、山二育成室については現在所持者はいません。
19	仕-P.4	7-(2) エ-(イ)	学級懇親会等は土曜日や日曜日等に開催されているのか。 また、現在実施している親子参加型行事はあるか。	直営育成室での学級懇談会は基本的には平日の夜間に開催しており、運営業務委託育成室においても、直営育成室と同様としているところがほとんどです。 親子参加型行事について、吹二育成室、山二育成室では市の行事としては実施していません。 なお、運営業務委託育成室では、ゲーム大会、夏祭り、ハロウィン、クリスマス会、親子体操教室など、保護者と相談の上で実施しています。

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
20	仕-P.4	7-(2) カ	①「夏の文化行事」、②「春の文化行事」、③「入室説明会」、④「卒室式」等の詳細について。	<p>①「夏の文化行事」について 市文化会館において映画鑑賞や音楽鑑賞等を行っています。各育成室の指導員は児童の引率等を行います。平成30年度から令和3年度は、大阪北部地震や新型コロナウイルス感染症の影響等により中止しており、今年度も実施する予定はありません。</p> <p>②「春の文化行事」について 近隣の複数の留守家庭児童育成室の児童が一つの小学校に集まり、遊びを通して交流する行事です。各育成室の指導員は児童の引率等を行います。平成30年度から令和3年度は、大阪北部地震や新型コロナの影響等により中止しており、今年度も実施する予定はありません。</p> <p>③「入室説明会」について 翌年度の新入室児童を対象としており、例年、3月の第3土曜日に開催しています。留守家庭児童育成室での過ごし方等を説明し、保護者、児童との三者面談を実施します。</p> <p>④「卒室式」について 最終学年の児童を対象に、例年3月の第4土曜日に開催しています。 その他、独自の行事、取組等については、別紙2「各育成室における独自の行事・取組等について」のとおりです。</p>
21	仕-P.4	7-(2) カ	<p>課外教室（自主事業）に関して、現在事業者独自で実施している育成室があるとのことだが、実施の内容など制限があるか。</p> <p>また、保護者負担が発生する場合は、保護者の許可が得られれば、独自に徴収・実施も可能か。 (教室例：運動・体操教室、実験教室、英語、さんすう教室など。※保護者のご要望をお聞きした上で実施します)</p>	<p>保護者の方の了承を得た上での独自の徴収、実施も可能ですが、本事業については、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的としており、市が仕様書で求めている内容が疎かとならないようにしてください。</p>
22	仕-P.4	7-(2) キ	現在の太陽の広場との連携（連絡会議の日程、実施頻度、プログラム内容等）の詳細について。	別紙3「太陽の広場実施状況」のとおりです。

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答															
23	仕-P.5	7-(4)	現在保護者から徴収している費用の実績と用途について。	各委託育成室において保護者から徴収する費用の用途は、個人持ちのけん玉やクッキング保育の材料、事業者の独自事業に係る教材費、卒室式の記念品などを想定しており、育成室において児童が共有するものではなく、個人で使用もしくは消費するものについて、保護者との協議や相談の上、徴収することを可能としているものです。徴収金額は、運営委託育成室によって異なりますが概ね月1,000円前後です。															
24	仕-P.5	7-(4)	前年度、今年度においておやつ代以外に保護者徴収としている費用はあるか。	市として徴収している費用はありません。															
25	仕-P.5	11	現状どのような苦情が多いのか。	トラブルなどがあった際には、市に情報共有していただくとともに適切に対応していただくようにしています。															
26	仕-P.6	15-(1)、(2)、(3)	個別の支援を要する児童を受け入れる場合の1人当たりの加算金額について、1人当たりの変動で金額が変わることはあるか。	質問14に対する回答のとおり、職員の配置数は市との協議の上決定するため、それをもって、委託料を決定します。															
27	仕-P.8	(別表1)	児童の募集、選定方法について。	共通仕様書8ページ、(別表1)業務の区分「入室手続等」に記載のとおり、入室申請受付から入室許可通知までは市で行います。															
28	仕-P.8	(別表1)	保育料4,000円は市の売上金となるのか。徴収方法も教えてほしい。	共通仕様書8ページ、(別表1)業務の区分「使用料について」に記載のとおり、使用料は市が歳入するものです。															
29	仕-P.8 ~9	(別表1・2)	令和4年度の吹二及び山二それぞれの各育成室のおやつ代及びその他経費の費用について。	<p>令和4年度のおやつ代及びその他経費についてはまだ確定していませんので、令和3年度分について、以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>育成室名</th> <th>おやつ代</th> <th>消耗品費</th> <th>救急材料費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹二</td> <td>1,035,211円</td> <td>69,100円</td> <td>3,300円</td> <td>1,107,611円</td> </tr> <tr> <td>山二</td> <td>2,940,845円</td> <td>149,958円</td> <td>6,280円</td> <td>3,097,083円</td> </tr> </tbody> </table>	育成室名	おやつ代	消耗品費	救急材料費	計	吹二	1,035,211円	69,100円	3,300円	1,107,611円	山二	2,940,845円	149,958円	6,280円	3,097,083円
育成室名	おやつ代	消耗品費	救急材料費	計															
吹二	1,035,211円	69,100円	3,300円	1,107,611円															
山二	2,940,845円	149,958円	6,280円	3,097,083円															

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
30	仕-P.8 ~9	(別表1・2)	備付けの備品、利用可能な物品等（備品、消耗品等）について。 また、事業者が使用可能な視聴覚設備はあるか。（地上波閲覧用ではなく、ディスプレイとしてのテレビ・音響設備等）	共通仕様書8ページ（別表1）業務の区分「消耗品」及び、9ページ（別表2）費用の区分「備品（市が最低限必要と判断する数量まで）」、「消耗品費・印刷費」に記載のとおりです。 事業者が使用可能な視聴覚設備はありません。
31	仕-P.9	(別表2)	インターネット環境の整備については事業者での整備か。 その場合、環境整備に当たって制限事項や条件などはあるか。	お見込みのとおりです。 整備に当たって建物に工作を加える場合は、事前に市に連絡、協議の上進めることとなります。
32	仕-P.9	(別表2)	コピー機レンタル等は事業者負担となっているが、現在コピー機のレンタル費等は発生しているのか。	市でコピー機は設置していないため費用は発生していません。必要に応じてコピー機等を設置してください。 なお、他の委託育成室ではコピー機のリース契約を締結しているところもあります。
33	仕-P.9	(別表2)	事業者保有の車両を用いた、習い事への送迎（水泳・塾等）も、保護者のニーズがあれば実施予定だが、実施する場合は、保護者の許可のみで可能か。	実施に当たっては、事前に市と協議してください。 なお、本事業の範囲外となるため、有事の際における責任の所在など、保護者が混同されないよう留意してください。また、市が仕様書で求めている事業内容が疎かにならないようにしてください。
【募集要領に対する質問】				
34	要-P.1	2-(1) ※4	難聴学級児童は何人在籍しているのか。	3人在籍しています。

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
35	要-P.3	5	引継保育において、現在勤務している職員が継続雇用となった際も同様の基準となるのか。	引継ぎ時に事業者が雇用している職員の引継保育時間等で判断します。
36	要-P.3	5	引継保育について、20日・80時間以上が最低ラインになると思われるが、それ以上引継ぎを受ける場合の時間・日数については事業者の判断となるのか。 また、上限を超え、できる限り引継保育に従事させようと思っているが、完了となる場合はあるか。(補助上限額を超えた場合は事業者負担となる旨は理解している。)	令和5年度からの運営業務委託に当たって、児童及び保護者への影響に配慮し、当該保育に係る事務及び事業運営を円滑に行う上で必要と考えられる時間や費用を見込んでください。引継保育に係る見積りの上限はありませんが、補助金の交付は補助金交付要領に基づき行いますので留意してください。 また、引継保育については、令和5年3月30日までに完了してください。
37	要-P.3~4	6	委託料以外にキャリアアップ処遇改善費用の申請をすることが可能か。	本応募においては、委託料に係るもののみとしてください。
38	要-P.5	9-(3)	様式内の記載項目は網羅した上で、任意様式による作成は一切認められないか。 不可の場合、表記されている外枠線及び罫線(点線)を取り除いてもよいか、もしくは、外枠線はそのままに罫線(点線)のみ取り除いてもよいか。	記載項目、項目の並び等の様式が全て同様であれば、使用するファイルはワードに限定しません。 なお、枚数や図の使用規定はありませんが、選定委員の審査に適した分量としてください。
39	要-P.5	9-(5)、(6)	提出書類の申請者名は支店で行う予定としているが、原本証明は代表取締役名となるか、それとも支店長名か。	原本証明は、運営事業者申込書(様式第1号)に記載の代表者名で行ってください。 なお、申込者は契約締結予定の代表者名を記載するものとし、法人代表者以外の方(支店長等)を申込者とする場合、委任する法人代表者の実印及び受任者の使用印を押印した委任状を添付してください。
40	要-P.5	9-(6)	法人の前年度の決算書類について、5月の提出時点では令和3年度の決算は確定していない。 仮の決算書類を提出したら良いのか、令和2年度の決算を提出することで良いのか。	提出の段階で令和3年度決算が確定していない事業者におかれましては、令和2年度の決算書類と合わせて令和3年度の仮確定した決算書を提出してください。
41	要-P.6	10-(1)イ	2か所に応募する場合、ファイルの表紙及び背表紙を「吹田市立吹二留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」、「吹田市立山二留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」に変更してもよいか。	お見込みのとおり各育成室で分けて作成、提出してください。
42	要-P.7	13-(2)	2か所応募した際は、どのような審査時間になるのか。	募集要領に記載の審査時間は、育成室1か所当たりの目安であり、2か所に応募した場合は、それぞれに審査時間を要することとなります。

令和4年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
43	要-P.7	13	プレゼンテーションにおいて、別紙資料を用意することは可能か。	可能です。
44	要-P.8	18	運営業務実施状況の評価の結果、契約期間満了後も継続となった場合、委託料については再度協議となるのか。 また、契約更新は1年単位なのか。	仕様書の内容が変わらない限り委託料が変更になることはありません。 また、更新後は5年間の契約期間となります。
45	要-P.14 ~15	様式第3号	児童虐待防止・個人情報保護について、応募書類の事業実施計画書に記載すべき項目として含まれているが、見学会の際、市としてマニュアルがあり受託が決まれば渡すとの回答だったが、遵守すべき事項が既にあるのであればマニュアルを事前に提示していただき、それを踏まえた上で、受託側としてどのように対応していくかが重要であると考えているが、事前に提示いただく又は確認することは可能か。	個人情報取扱マニュアル及び安全対応基本マニュアル等がありますが、見学会の際にもお伝えしたとおり、全て決定した事業者にのみ提示します。 事業実施計画書には、募集要領21ページ以降の各評価項目における審査基準及び審査の視点を踏まえ、事業者としてどのように運営していく予定なのかということを記載してください。